

うるま市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
別表（第2条関係）	
第1種電柱 510	第1種電柱 440
第2種電柱 790	第2種電柱 680
第3種電柱 1,100	第3種電柱 920
第1種電話柱 460	第1種電話柱 400
第2種電話柱 730	第2種電話柱 630
第3種電話柱 1,000	第3種電話柱 870
その他の柱類 46	その他の柱類 40
共架電線その他上空に設ける線類 5 ※1	共架電線その他上空に設ける線類 4
地下に設ける電線その他の線類 3 ※2	地下に設ける電線その他の線類 2
路上に設ける変圧器 450	路上に設ける変圧器 390
地下に設ける変圧器 270	地下に設ける変圧器 240
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 910	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 790
郵便差出箱及び信書便差出箱 380	郵便差出箱及び信書便差出箱 330
広告塔 1,900	広告塔 1,700
その他のもの 910	その他のもの 790
外径が0.07メートル未満のもの 19	外径が0.07メートル未満のもの 17
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 27	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 24
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 41	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 36
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 55	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 47
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 82	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 71
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 110	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 95
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 190	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 170
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 270	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 240
外径が1メートル以上のもの 550	外径が1メートル以上のもの 470
鉄道、軌道、歩廊その他これに類するもの 910	鉄道、軌道、歩廊その他これに類するもの 790
法第32条第1項第5号に掲げる施設 階数が1のもの Aに0.005を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設 階数が1のもの Aに0.005を乗じて得た額
法第32条第1項第5号に掲げる施設 階数が2の	法第32条第1項第5号に掲げる施設 階数が2の

もの Aに0.008を乗じて得た額	もの Aに0.008を乗じて得た額
法第32条第1項第5号に掲げる施設 階数が3のもの Aに0.01を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設 階数が3のもの Aに0.01を乗じて得た額
法第32条第1項第5号に掲げる施設 上空に設ける通路 930	法第32条第1項第5号に掲げる施設 上空に設ける通路 870
法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下に設ける通路 560	法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下に設ける通路 520
法第32条第1項第5号に掲げる施設 その他のもの 910	法第32条第1項第5号に掲げる施設 その他のもの 790
法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの 19	法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの 17
法第32条第1項第6号に掲げる施設 その他のもの 190	法第32条第1項第6号に掲げる施設 その他のもの 170
看板（アーチであるものを除く。） 一時的に設けるもの 190	看板（アーチであるものを除く。） 一時的に設けるもの 170
看板（アーチであるものを除く。） その他のもの 1,900	看板（アーチであるものを除く。） その他のもの 1,700
標識 730	標識 630
旗ざお 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの 19	旗ざお 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの 17
旗ざお その他のもの 190	旗ざお その他のもの 170
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの 19	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの 17
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） その他のもの 190	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） その他のもの 170
アーチ 車道を横断するもの 1,900	アーチ 車道を横断するもの 1,700
アーチ その他のもの 930	アーチ その他のもの 870
政令第7条第2号に掲げる工作物 910	政令第7条第2号に掲げる工作物 790
政令第7条第3号に掲げる施設 Aに0.033を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設 Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 190	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 170

※1 うるま市道路占用料徴収条例附則内経過措置第2項に伴い、令和2年度単価4円に1.2を乗じた4.8円を採用し料金算定を行う。

※2 うるま市道路占用料徴収条例附則内経過措置第2項に伴い、令和2年度単価2円に1.2を乗じた2.4円を採用し料金算定を行う。

※3 うるま市道路占用料徴収条例第2条第2項に伴い、占用料の期間が1ヵ月未満の占用料の額は、別表により算定した額に消費税法と地方税法を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

うるま市道路占用料徴収条例

第2条第2項

前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（この額に1円未満の端数がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額をいう。）を加えた額とし、その額が100円に満たない場合は、100円とする。ただし、別表によることができないものについては、別表に準じてその都度市長が定める。

附則第2項

（経過措置）

この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

- （1） 令和3年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
- （2） 令和4年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額